

令和 7 年 1 2 月定例会

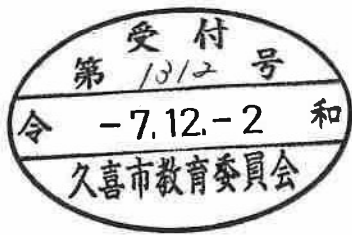
協 議 事 項

久喜市教育委員会

資 料 目 次

- ア 第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（素案）について・・・・・・別冊
- イ 第2期久喜市スポーツ推進計画延長に係る意見聴取について・・・・・・ 1

イ 第2期久喜市スポーツ推進計画延長に係る意見聴取について



久ス第611号
令和7年11月26日

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫 様

久喜市長 梅田 修一

第2期久喜市スポーツ推進計画延長に係る意見聴取について(依頼)

令和4年3月に策定した本計画は、令和4年度から令和8年度までを計画期間とし、スポーツ事業の推進に努めています。

国が作成した「第3期スポーツ基本計画」の計画期間も令和4年度から令和8年度となることから、本来であれば、国の計画を参酌し策定すべきところですが、現在の計画は、国と同じ期間となっています。

このことから、次期計画は、国の計画を十分参酌した上で策定できるよう、現在の第2期計画を1年間延長したいと考えています。

つきましては、スポーツ基本法第10条第3項に基づき、上記内容について貴委員会に意見を求めます。

【参考】

スポーツ基本法～抜粋～
(地方スポーツ推進計画)

第10条

3 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

【担当】

スポーツ振興課スポーツ企画推進係

第2期久喜市スポーツ推進計画の計画期間延長について

市では、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えていくため、令和4年3月に「第2期久喜市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツに関する施策に取り組んでいます。現行の計画期間は、令和4年度から令和8年度までとなっております。

このような中、国が令和4年度に「第3期スポーツ基本計画」を、埼玉県が令和5年度に「埼玉県スポーツ推進計画」を策定しており、本来であれば、国が策定した第3期スポーツ基本計画を参酌し策定すべきところですが、現在の計画は、国の計画と同じ期間となっております。次期計画は、国の計画を十分参酌した上で策定できるよう、現在の第2期計画を1年間延長し、令和10年度から5年間の計画として策定します。

なお、計画期間の延長による計画の目標値については、変更しないものとします。

【参考】

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
国	第3期スポーツ基本計画					第4期スポーツ基本計画		
県		埼玉県スポーツ推進計画					埼玉県スポーツ推進計画	
市	第2期久喜市スポーツ推進計画						第3期久喜市スポーツ推進計画	

※参考とする計画等

国：第3期スポーツ基本計画

計画期間 令和4年度から令和8年度までの5年間

県：埼玉県スポーツ推進計画

計画期間 令和5年度から令和9年度までの5年間

○市の第3期スポーツ推進計画の策定作業

第3期久喜市スポーツ推進計画の策定にあたっては、令和8年度に無作為抽出による市民アンケート調査を行い、令和9年度に推進計画の内容について、審議会で諮問・答申し作成していきます。